

山梨県公報

号外第二十六号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

目次

訓令

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………
山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令……………

訓令

山梨県訓令甲第十号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員に駐在に関する規程(昭和四十三年山梨県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表十三の項中、「北杜市須玉町」を「北杜市須玉町比志」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十二の項中、「北杜市高根町」を「北杜市高根町東井出」に改め、同項を同表十七の項とし、同項の次に次のように加える。

十八 広瀬・琴川ダ ム管理事務所	琴川ダム管理業務	山梨市牧丘町北原
---------------------	----------	----------

別表十一の項を削り、同表中十の項を十六の項とし、九の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 工業技術セン ター	燃料電池に関する 研究開発業務	甲府市宮前町
-----------------	--------------------	--------

十五 パスポートセ
ンター

旅券の発行事務

甲府市丸の内一丁目

別表中八の項を十二の項とし、七の項を十一の項とし、六の項を十の項とし、五の項を削り、四の項を九の項とし、三の項を八の項とし、二の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四 中北地域県民セ ンター	中央合同庁舎の出 先機関の総務事務	甲府市太田町
五 中北地域県民セ ンター	貢川合同庁舎の出 先機関の総務事務	甲府市貢川二丁目
六 峡南地域県民セ ンター	西八代合同庁舎の 出先機関の総務事 務	西八代都市川三郷町高田
七 富士・東部地域 県民センター	北都留合同庁舎の 出先機関の総務事 務	大月市大月町花咲

別表一の項の次に次のように加える。

二 労政雇用課	Uターン・イター ン就職の促進に関 する業務	東京都千代田区平河町二 丁目
---------	------------------------------	-------------------

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県法令審査委員会規程の一部を改正する訓令
山梨県法令審査委員会規程（昭和四十七年山梨県訓令甲第八号）の一部を次のように
改正する。

第三条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。